

診療報酬改定に伴う保健医療機関等のレセプトコンピュータ改修作業等の 現状とこれに関わる改善への取組みについて

一般財団法人
保健医療福祉情報システム工業会
医事コンピュータ部会

1. 本調査研究の要点

我が国の診療報酬制度においては、医療費の適正化や医療政策の見直しに合わせて、原則2年に1度の診療報酬改定が施行されている。この診療報酬改定の施行の都度、医療機関で利用されている医事会計システム（レセプトコンピュータ、以下「レセコン」）に対して、レセコンベンダでは改定内容に合わせたプログラム改修や診療項目のマスター変更などの改定対応作業が行われている。

改定対応の作業規模（大きさ）や影響範囲は、その時の改定内容にもよるところがあるが、例年、改定内容の公表から施行までが短期間であること（約1か月半）、公表された改定内容にプログラム改修上の疑義が発生することなどから、診療報酬改定に伴うレセコンの改定対応作業は、レセコンベンダにとって最も労力などを費やす大きな問題となっている。

これまで電子点数表の整備や電子レセプト請求を行う医療機関に対する診療報酬による評価など、さまざまな施策により電子レセプト請求が後押しされ、現在では請求省令の規定により名実ともに電子レセプト請求が原則となっているが、診療報酬改定（点数表等）は、必ずしも電子請求を前提としたものになっていないことも、レセコンベンダの頭を悩ますところの一因となっている。

また、現状の診療報酬改定では、医療機関においても短期間での改定内容の理解、施設基準などの確認・検討・申請、システム入れ替え（マスター作成・修正、ソフト改修等）や操作変更の習得など多くの作業が発生している。さらにレセプトの請求先である審査支払機関や告示・通知等の改定作業を行う行政（厚生労働省保険局医療課、以下単に「行政」）においても改定時の負担は非常に大きなものであり、それぞれに多くの課題が存在すると言える。

この論文では、電子レセプト請求が普及した現代の診療報酬改定において、レセコンベンダから見た課題を明らかにし、その課題に対する改善への取組みやビジョンについて具体的な事例をもって検討するものである。

2. 現状の解決しなければならない問題点

現在のレセコンベンダの改定対応作業時に問題となっている点を洗い出し、その分析を行う。具体的には以下のような課題が挙げられるが、これらについては、診療報酬改

定時のレセコン改修にあたりレセコンベンダが常に直面するものであり、根本的な対策を講じなければならないものが殆どである。

- ①官報告示から施行日まで短期間のため、答申の時点から一部情報がないまま改定作業を見切りで開始せざるを得ない。
- ②官報告示後の留意事項通知等にて、告示内容の詳細が説明され、その結果、訂正等が発生するが、その都度システムの変更を強いられる。
(4月1日に遡って適用される場合もある)
- ③官報告示された点数表は文章で表現されているため、曖昧性があり、点数の計算方法の枠組みが明示されていない。
- ④現在の診療報酬体系には、システム構築にそぐわない算定ロジックがある。
- ⑤疑義（解釈における不明点）の回答が遅く、見切りで改修を行うため、その後の解釈で追加改修が発生する。

3. 求める方向性と実現のための具体案

レセコンベンダが将来的に求める方向性として、以下の項番1「確定情報の早期化と適正な算定」や項番2「疑義の少ない改定内容」を挙げる。これらの方向性の実現に向けては、診療報酬改定のスケジュールや改定内容・方法そのものに踏み込んだ見直しが必要となるため、未だ多くの障壁が残っている。これを乗り越えるためには、項番3「より多くの話し合い・検討・情報提供の場の設定」のような（人間系での）連携強化を関係機関に強く要望し、その実現に取り組んでいく必要であると考える。

1) 確定情報の早期化と適正な算定

- ①点数表告示の早期化（目指すところ）
 - a) 3月上旬の告示を2月中旬に前倒し
 - b) 告示後最初の一部訂正・疑義解釈及び諸規定発出の早期化
- ②記載要領・記録条件仕様の公表の早期化（目指すところ）
 - a) 記載要領通知及び記録条件仕様の2月中の発出
 - b) 2つのシステム（窓口会計とレセプト）の同時リリース
 - c) 確定情報に対応した改修作業
 - d) 記録条件仕様を重視した検討と早期化

2) 疑義の少ない改定内容

①疑義を少なくするために

- a) 新しい概念の算定要件導入時の（事前）検討や疑義受付の体制検討
- b) 答申書公表から点数表告示までの対応（疑義募集と回答のフローの公的位置づけ）
- c) 産業界とのレビュー
- d) 点数表関連（点数表告示・留意事項通知の役割の明確化、点数表の電子化）

②疑義に対する対応

- a) 疑義に対する迅速な回答
- b) 疑義解釈の内容（具体例での算定方法の明示、施行後の疑義解釈発出の集約）

3) より多くの話し合い・検討・情報提供の場の設定

上記の方向性の実現については、以下の「より多くの話し合い・検討・情報提供の場」の設定の検討が必要と考える。

- a) 点数表の全体的な流れ・傾向について検討し、修正を考える場
 - ・行政・審査支払機関・実務者としての J A H I S の 3 者をコアとした点数表の内容に関する「勉強会」・「意見交換会」として設定（次回改定に向けて）
- b) 公的な疑義の受付窓口
 - ・審査支払機関や診療団体、J A H I S などまでを対象とする新たな窓口
- c) 点数表告示が出た後の、実務的な疑義について調整を行う場
 - ・実務上早急に明確にさせなければならない技術的な疑義等に関する協議
 - ・行政担当者の J A H I S 医科システム委員会への参加

4. 期待される効果

診療報酬改定におけるレセコンベンダの業務の実態を明らかにし、実際に直面している問題点や課題を多角的に分析する。また、その分析の結果から具体的な改善案を提案し、それにより期待される効果についてまで言及する。

この論文における分析・検討はレセコンベンダからの視点によるものであるが、診療報酬改定時のレセコンベンダの環境が改善されることで、行政や審査支払機関、医療機関、診療団体等の診療報酬改定に携わる関係者とその利益・メリットを共有することを目指した分析・検討であると考えられる。具体的には、以下のア～エのフローに集約することができる。

ア 論文における問題点の解消（告示等の情報提供の早期化・疑義の少ない改定によるレセコンベンダを取り巻く環境の改善）

イ プログラム品質の向上（レセコンベンダのクリエイティビティの効果的な活用）

ウ レセコンデータの充実（現状よりも更に扱いやすいデータを集積）

エ レセコンデータの活用による医療業界への貢献（レセコンのポテンシャルをフルに発揮し、様々な分析に資するデータを提供）

この論文による分析・検討と、それに基づく提言の実践により、レセコンベンダのみならず診療報酬改定に関わるすべての者にとってメリットが生まれ、医療の分野の更なる発展や効率化に注力できるような有益なものになれば幸いである。